

避難所運営等避難生活支援指針

令和8年5月

1 改定の趣旨

- 1 過去の災害対応（特に能登半島地震における支援・感染症対応等）を踏まえ、避難所の質の向上と要配慮者支援の強化を図るもの
- 2 避難所内だけでなく、避難所外避難者等（車中泊・在宅避難等）も含めた包括的支援へ拡充

2 概要とポイント

（1）避難所機能の強化・質の向上

- ①居住スペースの明確化
→3.5 m²/人を明示
- ②生活環境の改善
・暑さ・寒さ対策の明記
・こどもの居場所づくりを追加
- ③トイレ・入浴等の基準を具体化
・トイレ：初期1/50人→中期1/20人
・入浴：1/50人

（2）要配慮者支援の強化

- ①要配慮者の類型ごとの支援方針を明確化
妊産婦、性的マイノリティ等を明示
- ②福祉避難所機能の強化
・専門人材の確保（DWAT派遣要請等）
・要配慮者用物資の確保
・平時からの対象者把握・名簿活用を強化

（3）避難所運営体制の改善

- ①住民主体の運営体制を推進
- ②女性の参画を明確化（男女共同運営）
- ③ボランティア・中間支援組織（JVOAD等）との連携強化

（4）多様な避難形態への対応

- ①避難所外避難者等への支援を明確化
・車中泊避難への対応を追加
- ②宿泊施設の活用
・ホテル・旅館の活用を明記
- ③ペット同伴避難の明確化

（5）感染症・衛生対策の強化

- ①コロナ対応の経験を踏まえた運営を明記
- ②医薬品・感染症対策備蓄への配慮強化

（6）安全・安心対策の強化

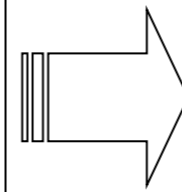
- ①防犯対策の明確化
→子ども・女性・高齢者の犯罪防止
- ②防火対策の具体化
- ③情報管理・安否確認の整理

（7）物資・食事・健康支援の充実

- ①適温食の提供を明記
- ②アレルギー・宗教・文化への配慮強化
- ③健康維持対策の強化
・フレイル防止
・エコノミークラス症候群対策

（8）福祉避難所の機能強化

- ①指定要件の明確化
（安全性・バリアフリー等）
- ②民間施設との協定強化
（先進事例を反映）
- ③人材・物資・移送手段の事前確保
- ④直接避難の促進



3 期待される効果

（1）災害関連死の防止

→「命を守る避難所」への転換

- ①健康維持のための生活活動の確保により
体調悪化・感染症・エコノミークラス症候群の発生を抑制
- ②保健医療・福祉との連携強化により
被災者の健康被害、要配慮者の重症化や見落としを防止
- ③福祉避難所や適切な住み分けにより
無理な集団生活による健康リスクを低減

（2）避難生活の質の向上

→「我慢する避難生活」からの脱却

- ①居住スペース、高温・低温環境の改善により
人間らしい生活環境を確保
- ②食事・衛生・プライバシーへの配慮強化により
ストレスや不安の軽減
- ③こどもの居場所確保や相談体制により
心身の安定・生活再建意欲の向上

（3）地域主体の持続可能な避難所運営

→「運営できる避難所」へ

- ①住民主体の運営体制構築により
行政依存から自立型運営へ転換
- ②女性参画・多様な人材活用により
実態に即した柔軟な運営が可能
- ③平時からの訓練・連携により
災害時にも機能する実効性ある体制を確保

（4）多様な避難者への公平な支援実現

→「一部の人の避難所」から「すべての人の避難所」へ

- ①避難所外避難者等も把握・支援することにより
支援の“漏れ”を防止
- ②高齢者・障害者・妊産婦・外国人等へ配慮することにより
誰もが安心して避難できる環境へ改善
- ③食事・文化・宗教・性的マイノリティへの配慮により
「利用しやすい避難所」へ改善

～誰一人取り残さない、避難生活支援の拠点となる避難所を目指して～